

転入・転出、所有者変更時の手続きについて



1. 転入

入居前に管理組合事務所で入居の手続きやその他の施設（自転車置場、駐車場等）利用などの手続きを行ってください。

「転入届」及び「居住者名簿」を管理組合事務所へ提出して頂きます。

管理組合では「居住者名簿を」保管しております。「居住者名簿」は緊急連絡や問題解決に大変重要な役割を持っていますので、居住の家族や名前、電話番号、緊急連絡先など変更がありましたら、必ず管理事務所へお届けください。

（規約 生活協定第4条 通知事項より）

尚、管理事務所にお届けいただいた情報は大切に保管し組合以外では使用いたしません。

2. 転出

転出は「転出届」を管理事務所へ提出し、手続きを行ってください。また、1ヶ月以上不在にする場合は書面にて管理事務所へお届け下さい。

階段委員さん又はお隣の方に一声かけていくことをお勧めします。

3. 所有者変更

売却や継承で所有者が変わる場合には「所有者変更届」を管理事務所へ提出してください。

4. 共同生活の秩序維持に関する協定（生活協定）

共同の生活を快適なものとするため、管理規約（31条）に基づき、住宅及び管理共有物の管理又は使用に関し、組合員及び居住者が守るべき事項を定めてあります。